

消 防 危 第 95 号  
令 和 元 年 7 月 25 日

各都道府県消防防災主管部長 }  
東京消防庁・各指定都市消防長 } 殿

消防庁危険物保安室長  
(公印省略)

給油取扱所におけるガソリンの容器への詰め替え販売に係る取扱いについて

令和元年7月18日、京都府京都市伏見区において死者34名、負傷者34名（容疑者1名含まず。）の極めて重大な人的被害を伴う爆発火災が発生しました。

本火災の詳細については、管轄する消防本部等において、現在調査中ですが、ガソリンをまいて火をつけたものとみられることから、給油取扱所においてガソリンの容器への詰め替え販売をする場合には、消防法令に適合した容器を用いて行うなど消防法令の遵守を徹底するとともに、購入者に対する身分証の確認や使用目的の問いかけ、当該販売記録の作成等を石油連盟及び全国石油商業組合連合会に対して要請したところ（別添1）。

また、同種事案の未然防止を図るため、別添2のとおり警察庁生活安全局保安課理事官から各都道府県警察本部生活安全部長等あて通知が発出され、不審者発見時の通報への対応について、消防機関等と連携した対策を講じるよう周知されています。

つきましては、貴管内の給油取扱所における購入者に対する確認等の取組を推進するとともに、都道府県警察部局と連携を図るようお願いいたします。

各都道府県消防防災主管課におかれましては、市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対しても、この旨を周知されますようお願いいたします。

(連絡先)  
消防庁危険物保安室  
担当：竹本、勝本、羽田野、辰川  
TEL：03-5253-7524  
FAX：03-5253-7534

別 添 1

消 防 危 第 95 号  
令 和 元 年 7 月 25 日

石 油 連 盟 会 長 }  
全国石油商業組合連合会会長 } 殿

消 防 庁 危 険 物 保 安 室 長  
( 公 印 省 略 )

給油取扱所におけるガソリンの容器への詰め替え販売に係る取扱いについて

令和元年7月18日、京都府京都市伏見区において死者34名、負傷者34名（容疑者1名含まず。）の極めて重大な人的被害を伴う爆発火災が発生しました。

本火災の詳細については、管轄する消防本部等において、現在調査中ですが、ガソリンをまいて火をつけたものとみられることから、給油取扱所においてガソリンの容器への詰め替え販売をする場合には、消防法令に適合した容器を用いて行うなど消防法令の遵守を徹底するとともに、購入者に対する身分証の確認や使用目的の問いかけ、当該販売記録の作成を行うようお願いします。

なお、同種事案の未然防止を図るため、別添1のとおり警察庁生活安全局保安課理事官から各都道府県警察本部生活安全部長等あて通知において、不審者発見時の通報への対応等について周知されたところであり、このことについてもご配慮願います。

また、これらについては、都道府県等に対しても別添2のとおり通知を发出了したところです。

貴団体におかれましては、加盟各社に対して、この旨を周知されますようお願いいたします。

(連絡先)  
消防庁危険物保安室  
担当：竹本、勝本、羽田野、辰川  
TEL：03-5253-7524  
FAX：03-5253-7534

原議保存期間 1 年未満  
(令和元年12月31日まで)

各管区警察局広域調整部広域調整担当課長  
警視庁生活安全部生活環境課長 殿  
各道府県警察本部生活安全部長  
(参考送付)  
警察大学校生活安全教養部長

事 務 連 絡  
令 和 元 年 7 月 2 5 日  
警察庁生活安全局保安課理事官

ガソリン等引火性液体の不審な購入に係る消防機関等との連携について（通知）  
本年7月18日、京都市伏見区において、男性がガソリンをまき火を放つ現住建造物等  
放火、殺人等事件が発生したところである。

このたび、総務省消防庁から各都道府県消防防災主管部長、東京消防庁・指定都市消  
防長、石油連盟会長及び全国石油商業組合連合会長宛てに別添の通知がなされ、給油取  
扱所においてガソリンの容器への詰め替えをする場合の消防法令に適合した容器の使用  
など消防法令の遵守の徹底、購入者に対する身分確認、使用目的の確認、販売記録の作  
成について、ガソリンスタンドを始めとしたガソリンの販売所に対する周知依頼がなさ  
れているところである。

よって、不審者発見時の通報への対応等について、消防機関等と連携した対策を講じ、  
適切に対応されたい。